不利益処分の処分基準

処が	か 内 容	罰則
所 管	部 課 係 名	まちづくり未来部建築審査課建築審査係
根拠	去令及び条項	新座市屋外広告物条例第36条
		第25条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の
		報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しく
	T	は忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。
処	関 係 条 項	
		未設定
		(個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないもの
		であり、具体化することが困難なため)
分	 基	
/3		
	(未設定の場	
	(7) 827 - 3	
	合はその理由)	
基		
坐		
	参 考 事 項	
	参 考 事 項	
進	 設定等年月日	年 月 日設定(年月 日最終変更)
'\		